

★『奨学給付金』とは・・・

≪非課税世帯対象≫の制度で、兵庫県だけでなく各都道府県が実施しています。それぞれの都道府県で、申請に必要な書類、提出期限、提出方法が異なります。早いところでは、申請期限が8月31日までの県もございます。受給対象となる方は、早急に学校事務室（078-411-7234）までご連絡ください。該当する都道府県の申請書類をご用意いたしますので、宜しくお願いいたします。

以下、サンプル（兵庫県のリーフレット）です。↓

令和7年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（一般分）について

兵庫県では、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

◆ 対象者の条件

令和7年7月1日現在、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) 保護者等が兵庫県在住であること。（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）
- (2) 生活保護世帯（生業扶助受給）または、非課税世帯（令和7年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円）であること。

<ご注意>

- ※ 生徒が令和7年7月1日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和7年7月1日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は3回までです。
- ※ 経済状況等の悪化により家計が急変し、市（県）民税の所得割が非課税（0円）世帯相当であると認められる場合は、奨学給付金（家計急変分）を申請してください。

◆ 支給額

区分	支給額（年額）
生活保護世帯（生業扶助受給）	52,600 円
令和7年度所得割非課税世帯	152,000 円

提出期限………兵庫県は9月10日校内締切としておりますが、それより短い期限の都道府県もございます。対象の可能性がありましたら、早急にお問い合わせください。

◆ 申請書の提出（奨学給付金一般分）

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類	
		52,600	152,000
私立高等学校等奨学給付金支給申請書 (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎
世帯全員分の住民票 (令和7年7月1日以降発行のもの) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町)役場		
・申請者の世帯全員分(続柄の記載があるもの)		◎	◎
・保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している兄弟姉妹で、住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△
○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(令和7年7月1日以降発行のもの) ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明(押印)を受けて提出してください(市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可)	福祉事務所	◎	—
○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書(令和7年7月1日以降発行のもの。 <u>保護開始が令和7年1月2日以降の場合は、別途、保護者等全員の令和7年度課税証明書・非課税証明書が必要となります。</u>) ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎ ↑ いずれか該当する方 ↓
○市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯 保護者等全員の 令和7年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市(区町)役場	—	◎